

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	アンガニスタン・イスラム共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,186,000千円	H26.2.9 カブール (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使館参事官 アキール・アイヤール在アフガニスタン事務所代表	H26.2.26 61号
国際連合児童基金	バキスタン・イスラム共和国におけるポリオ感染拡大防止・撲滅計画の実施するために必要な生産物及び役務の購入	ポリオ感染拡大防止・撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	389,000千円	H26.3.7 イスラマバード (同日)	日本側 猪俣弘司在バキスタン大使館大使 ダン・ローマン在バキスタン事務所代表	H26.3.25 86号
国際連合児童基金	ハイチ共和国における中央果に於けるコロナ対策強化計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	中央果に於けるコロナ対策強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	257,000千円	H26.3.11 ポルトープランス (同日)	日本側 田村勝義在ハイチ大使館大使 エドゥワー・ベグバデ在ハイチ事務所代表	H26.3.28 93号
国際連合	スリランカ民主社会主義共和国における「北部州及び東部州における地域社会インフラ施設再建、生計向上及び女性の能力強化支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	北部州及び東部州における地域社会インフラ施設再建、生計向上及び女性の能力強化支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	377,000千円	H26.3.11 コロンボ (同日)	日本側 粗信仁在スリランカ大使館参事官 エム・マクネア国際連合人間居住計画チーム・チクニカルアトバイヤザー	H26.3.28 95号
国際連合人口基金	アンガニスタン・イスラム共和国における「女性に対する暴力被害者のための警察及び司法関係者能力向上計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合人口基金との間の交換公文	女性に対する暴力被害者のための警察及び司法関係者能力向上計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	232,000千円	H26.3.12 カブール (同日)	日本側 前田未央在アフガニスタン大使館参事官 ウェイルフレッド・オチャン在アフガニスタン事務所副代表	H26.3.31 99号
世界食糧計画	カンボジア王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	100,000千円	H26.3.12 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使館参事官 アーサリシ・カズン事務局長	H26.3.31 100号
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	140,000千円	H26.3.12 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使館参事官 アーサリシ・カズン事務局長	H26.3.31 101号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	スリランカ民主社会主義共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	160,000千円 -----	H26.3.12 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H26.3.31 102号
世界食糧計画	オース人民民主共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	H26.3.12 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリ ア大使 世界食糧計画側 アーサリ ン・カズン事務局長	H26.3.31 103号
国際連合開発計画	タジキスタン共和国及びアフガニスタン・イスラマ共和国における「タジキスタン・アフガニスタン国境地域生活改善計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	タジキスタン・アフガニスタン国境地域生活改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,129,000千円 -----	H26.3.19 ドクシャ ンベで (同日)	日本側 今橋啓介在タジキ スタン大使館大使 国際連合開発計画側 アレ クサンデル・ズエフ国際 連合常駐調整官兼国際連 合開発計画在タジキスタ ン事務所代表	H26.4.3 108号
世界食糧計画	ミャンマー連邦共和国における「ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民に対する緊急食糧支援計画」のための贈与に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民に対する緊急食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 -----	H26.3.24 ネービー ローマで (同日)	日本側 沼田幹男在ミヤン マー大使 世界食糧計画側 トム・ス カルベツリ在ミヤンマー 事務所代表	H26.4.8 121号
国際連合児童基金	ミャンマー連邦共和国における「カチン州及びラカイン州における避難民のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	カチン州及びラカイン州における避難民の子供に対する緊急食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	H26.3.24 ネービー ローマで (同日)	日本側 沼田幹男在ミヤン マー大使 国際連合児童基金側 ミヤン マー事務所副代表	H26.4.8 122号
国際連合難民高等難民弁務官事務所	ミャンマー連邦共和国における「ミャンマー南東部、ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民援助計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合難民高等弁務官事務所との間の交換公文	ミャンマー南東部、ラカイン州、カチン州及び北部シャン州における避難民援助計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	300,000千円 -----	H26.3.24 ネービー ローマで (同日)	日本側 沼田幹男在ミヤン マー大使 国際連合難民高等弁務官事 務所側 伊藤礼樹在ミヤン マー事務所代表代行	H26.4.8 123号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合児童基金	カメルーン共和国における極北州ディアンラレ及びバヨ・カニ地区給水・衛生改善計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	極北州ディアンラレ及びバヨ・カニ地区給水・衛生改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	374,000千円 -----	H26.3.31 ヤウンデ (同日)	日本側 新井勉在カメルーン大使 国際連合児童基金側 フェリシテ・テチビエンダット在カメルーン事務所代表	H26.4.16 138号
国際連合	ケニア共和国、ナイジェリア連邦共和国及びブルンジ共和国における「村落環境整備計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	村落環境整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	525,000千円 -----	H26.4.4 ニユーヨーク (同日)	日本側 吉川元偉国際連合日本政府代表部大使 国際連合側 チヤンボラモクリ・ラマサン国際連合副財務官	H26.4.17 140号
国際連合食糧農業機関	ペリダカスカル共和国における「バツタ対策計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	バツタ対策計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	206,000千円 -----	H26.4.23 アソダナナリボ (同日)	日本側 細谷龍平在ペリダカスカル大使 国際連合食糧農業機関側 パトリシア・タラ・タクカシ在ペリダカスカル代表	H26.5.8 157号
国際連合開発計画	ガイアナ共和国、グレナダ、ジャマイカ、スリナム共和国、セントビンセント及びグレナダ共和国、セントルシア、トミニカ国及びベリーズにおける「気候変動に対応するための日・カリブ・バートナーシップ計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	気候変動に対応するための日・カリブ・バートナーシップ計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,526,000千円 -----	H26.7.28 ポートオブスプレイ (同日)	日本側 手塚義雅在トリニダード・トバゴ大使 国際連合開発計画側 リチャード・ブレウイット国際連合常駐調整官兼国際連合開発計画在トリニダード・トバゴ共和国事務所代表	H26.8.11 270号
世界食糧計画	ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	160,000千円 -----	H26.7.23 ローペデ (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 アーサリシ・カスン事務局長	H26.8.12 271号
世界食糧計画	コンゴ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	270,000千円 -----	H26.7.23 ローペデ (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 アーサリシ・カスン事務局長	H26.8.12 272号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をH〇.△.〇と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界食糧計画	チヤド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	H26.7.23 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 アーサリ・カズン事務局長	H26.8.12 273号
世界食糧計画	中央アメリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	240,000千円 -----	H26.7.23 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 アーサリ・カズン事務局長	H26.8.12 274号
世界食糧計画	南スーダン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	160,000千円 -----	H26.7.23 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 アーサリ・カズン事務局長	H26.8.12 275号
世界食糧計画	レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	190,000千円 -----	H26.7.23 ローマで (同日)	日本側 河野雅治在イタリア大使 世界食糧計画側 アーサリ・カズン事務局長	H26.8.12 276号
世界食糧計画	ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	420,000千円 -----	H26.8.8 コナクリ で (同日)	日本側 中野直雄在ギニア大使 世界食糧計画側 エリザベス・フォール在ギニア事務所代表	H26.8.19 279号
国際連合児童基金	シルギス共和国における「紛争地域における母子保健強化を通じた平和促進計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	紛争地域における母子保健強化を通じた平和促進計画の贈与	254,000千円 -----	H26.7.31 ビシエケ クで (同日)	日本側 小池孝行在シルギス大使 国際連合児童基金側 奎尾雪江在シルギス事務所代表	H26.9.2 295号
世界食糧計画	イエメン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	580,000千円 -----	H26.11.7 ローマで (同日)	日本側 梅本和義在イタリア大使 世界食糧計画側 アミール・アラブドラ事務局長兼支援業務最高責任者	H26.12.16 381号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月〇日をHO△△と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月〇日をHO△△と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
国際連合開発計画	ウクライナにおける「ドネツク州及びルハンスク州における社会サービスの早期復旧及び平和構築計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	ドネツク州及びルハンスク州における社会サービスの早期復旧及び平和構築計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	600,000千円 -----	H26.11.13 キエフで (同日)	日本側 角茂樹在ウクライナ大使 国際連合開発計画側 ニール・ウオーカー在ウクライナ事務所代表	H26.12.16 382号
国際連合パレスチナ難民救済事業機関	パレスチナ難民に対する食料援助に関する日本国政府と国際連合パレスチナ難民救済事業機関との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	630,000千円 -----	H26.11.13 エルサレムで (同日)	日本側 松浦純也パレスチナ関係担当大使兼外パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長 国際連合パレスチナ難民救済事業機関側 ビエール・クレベンビュール事務局長	H26.12.16 383号
国際連合児童基金	パキスタン・イスラム共和国におけるボリオ感染症拡大防止・機減計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の交換公文	ボリオ感染症拡大防止・機減計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	562,000千円 -----	H26.11.17 イスラマバードで (同日)	日本側 猪俣弘司在パキスタン大使 国際連合児童基金側 アンジェラ・クニー在パキスタン事務所代表	H26.12.17 388号
国際連合食糧農業機関	アフガニスタン・イスラム共和国における「口蹄疫等対策支援計画」のための贈与に関する日本国政府と国際連合食糧農業機関との間の交換公文	口蹄疫等対策支援計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	1,998,000千円 -----	H26.11.19 カブールで (同日)	日本側 森野泰成在アフガニスタン臨時代理大使 国際連合食糧農業機関側 七里富雄在アフガニスタン代表	H26.12.17 389号
世界食糧計画	パレスチナ自治区住民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の交換公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入	340,000千円 -----	H26.11.20 ラバツラで (同日)	日本側 松浦純也パレスチナ関係担当大使兼外パレスチナ暫定自治政府日本国政府代表事務所長 世界食糧計画側 ダニエル・オーウェン 西岸・ガザ事務所代表	H26.12.22 401号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
世界保健機関	アフリカ・イースタン・イースタン共和国における結核対策薬品機材整備計画のための贈与に関する日本国政府と世界保健機関との間の交換公文	結核対策薬品機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,235,000千円 -----	H26.11.29 カザール で (同日)	日本側 高橋博史在アフガニスタン大使 世界保健機関側 リチャード・ビーバース・コーン在アフガニスタン事務所代表	H26.12.22 404号
国際連合	ケニア共和国、ナイジェリア連邦共和国及びルワンダ共和国における村落環境整備計画のため の贈与に関する日本国政府と国際連合との間の交換公文	村落環境整備計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与	547,000千円 -----	H26.12.12 ニユーヨークで (同日)	日本側 吉川元徳国際連合日本政府代表部大使 国際連合側 チャンストラム・ケリ・ラマナサン国際連合副財務官	H26.12.26 409号
国際連合開発計画	コモロス共和国におけるコミュニティ開発計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の交換公文	コミュニティ及び州における治安維持能力強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	202,000千円 -----	H26.12.16 ニアメで (同日)	日本側 川村裕在ニジェール大使 国際連合開発計画側 フォン・デ・ンジャイル事務所代表	H27. 1.14 3号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。